

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	養護老人ホーム等への入所措置等の解除	
根拠法令(例規)及び条項	老人福祉法第 11 条第 1 項	
法令(例規)番号	昭和三十八年法律第百三十三号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係	
処 分 基 準	基 準	<p>次の 1 に該当するときは、養護老人ホーム等への入所等の措置の解除を行うものとする。</p> <p>1 「老人ホームへの入所措置等の指針について」(平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知) 別添「老人ホームへの入所措置等の指針」の第 6 の 3 に該当するとき。</p> <p>(1) 当該指針の第 4 及び第 5 に規定する老人ホームへの入所措置の基準及び養護委託の措置の基準に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が 3 か月以上にわたることが明らかに予想されるとき又はおおむね 3 か月を超えるに至ったとき。</p> <p>2 措置に係る者から解除の申出があったとき。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	行手法第 13 条第 2 項第 4 項により意見陳述提供除外	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	入所措置費用の徴収
根拠法令(例規)及び条項	老人福祉法第28条第1項
法令(例規)番号	昭和三十八年法律第百三十三号
関係条項	同法第11条、美唄市身体障害者等福祉の措置費用徴収に関する規則第2条
所管課係名	地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係
処 分 基 準	<p>(費用の徴収)</p> <p>第2条 身体障害者福祉法第38条第4項の規定に基づき市長が本人又はその扶養義務者(以下「被措置者等」という。)から徴収する費用の額は、次の区分による。</p> <p>[身体障害者福祉法第38条第4項]</p> <p>(1) 本人については、別表1に掲げる額 [別表1]</p> <p>(2) 扶養義務者については、別表2に掲げる額 [別表2]</p> <p>2 知的障害者福祉法第27条の規定に基づき市長が被措置者等から徴収する費用の額は、次の区分による。</p> <p>[知的障害者福祉法第27条]</p> <p>(1) 本人については、別表3に掲げる額 [別表3]</p> <p>(2) 扶養義務者については、別表4に掲げる額 [別表4]</p> <p>3 老人福祉法第28条第1項の規定に基づき市長が被措置者等から徴収する費用の額は、次の区分による。</p> <p>[老人福祉法第28条第1項]</p> <p>(1) 本人については、養護老人ホームは別表5に掲げる額 [別表5]</p> <p>(2) 扶養義務者については、別表6に掲げる額 [別表6]</p> <p>(3) 特別養護老人ホーム被措置者については、当該措置に要する費用の額(法第11条第2項の規定による措置の場合にあっては、同項の措置に要する費用の額を控除した額)から法第21条の2の規定により本市が支弁することを要しないとされた額(介護保険法による保険給付を受けることができない者にあつては、この額に相当する額)を除いた額(この額を適用した場合生活保護法による保護を必要とする状態になる者にあつては0円)</p> <p>※本基準において別表は省略する。</p>

	処分基準の未設定理由	⑦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	老人福祉法第 12 条の 2 より、意見陳述は適用除外

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	指定介護予防支援事業者に対する措置命令
根拠法令(例規)及び条項	介護保険法第百十五条の二十八第三項
法令(例規)番号	平成九年法律第百二十三号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	地域包括ケア推進課介護保険係
処 分 基 準	<p>第百十五条の二十八 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。</p> <p>二 第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。</p> <p>三 第百十五条の二十四第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p>
処分基準の未設定理由	<p>ア： 処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ： 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ： あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>

備 考	聴聞、弁明又は省略
--------	-----------

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に係る措置命令	
根拠法令(例規)及び条項	介護保険法第百十五条の三十四第三項	
法令(例規)番号	平成九年法律第百二十三号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	地域包括ケア推進課介護保険係	
処 分 基 準	基 準	<p>第百十五条の三十四 第百十五条の三十二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。）が、同条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、同項第一号に定める都道府県知事は関係市町村長に対し当該違反の内容を通知しなければならない。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>

備 考	聴聞、弁明又は省略
--------	-----------

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	保険料滞納の場合の支払方法変更の制限	
根拠法令(例規)及び条項	介護保険法第六十六条第一項・第二項	
法令(例規)番号	平成九年法律第百二十三号	
関係条項		
所管課係名	地域包括ケア推進課介護保険係	
処 分 基 準	基 準	<p>第六十六条 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の三第四項の規定を適用しない旨の記載（以下この条及び次条第三項において「支払方法変更の記載」という。）をするものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができる。</p> <p>3 市町村は、前二項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が滞納している保険料を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該支払方法変更の記載を消除するものとする。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が、当該支払方法の変更の記載がなされている間に受けた指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援に係る居宅介護サービス費の支給、地域密着型介護サービス費の支給、居宅介護サービス計画費の支給、施設介護サービス費の支給、特定入所者介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給、地域密着型介護予防サービス費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特定入所者介護予</p>

		<p>防0 サービス費の支給については、第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の三第四項の規定は適用しない。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備</p>	<p>考</p>	<p>弁明の機会の付与</p>

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例
根拠法令(例規)及び条項	介護保険法第六十九条第一項
法令(例規)番号	平成九年法律第百二十三号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	地域包括ケア推進課介護保険係
処 分 基 準	<p>第六十九条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第二十九条第二項において準用する第二十七条第七項若しくは第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第三十三条の二第二項において準用する第三十二条第六項若しくは第三十三条の三第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。）があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第二十七条第七項後段（第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の三第一項後段若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定による記載に併せて、介護給付等（居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。）の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間（市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。）の記載（以下この条において「給付額減額等の記載」という。）をするものとする。ただし、</p>

当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 市町村は、前項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等について、同項ただし書の政令で定める特別の事情があると認めるとき、又は給付額減額期間が経過したときは、当該給付額減額等の記載を消除するものとする。

3 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。）並びに行った住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二又は第五十九条の二の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

一 居宅介護サービス費の支給 第四十一条第四項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第三項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

三 地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の二第二項各号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

四 特例地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の三第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

五 施設介護サービス費の支給 第四十八条第二項

六 特例施設介護サービス費の支給 第四十九条第二項

七 介護予防サービス費の支給 第五十三条第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

八 特例介護予防サービス費の支給 第五十四条第三項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

九 地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の二第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

十 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の三第二項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

十一 居宅介護福祉用具購入費の支給 第四十四条第三項、第四項及び第七項

十二 介護予防福祉用具購入費の支給 第五十六条第三項、第四項及び第七項

十三 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五条第三項、第四項及び第七項

十四 介護予防住宅改修費の支給 第五十七条第三項、第四項及び第七項

		<p>4 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る前項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二又は第五十九条の二の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第四十九条の二又は第五十九条の二の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十」とする。</p> <p>5 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に受けた居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに要する費用については、第五十一条第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の三第一項、第五十一条の四第一項、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項及び第六十一条の四第一項の規定は、適用しない。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p>	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備</p>	<p>考</p>	<p>行手法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外</p>

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	指定介護予防支援事業者の指定取消し、指定の効力停止
根拠法令(例規)及び条項	介護保険法第百十五条の二十九
法令(例規)番号	平成九年法律第百二十三号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	地域包括ケア推進課介護保険係
処 分 基 準	<p>第百十五条の二十九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十二第二項第三号の二から第四号の二まで、第八号（同項第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第九号（同項第四号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>三 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>四 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>五 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>六 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>七 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の二十七第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>八 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第五十八条第一項の指定</p>

		<p>を受けたとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十一 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p>	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備</p>	<p>考</p>	<p>聴聞、弁明又は省略</p>

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消し、指定の効力停止
根拠法令(例規)及び条項	介護保険法第百十五条の十九
法令(例規)番号	平成九年法律第百二十三号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	地域包括ケア推進課介護保険係
処 分 基 準	<p>第百十五条の十九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第二項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第四項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>五 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>六 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>七 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>八 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十七第一項の</p>

		<p>規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>九 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の十七第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>十 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十四条の二第一項本文の指定を受けたとき。</p> <p>十一 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>十四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備</p>	<p>考</p>	<p>聴聞、弁明又は省略</p>

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	指定地域密着型サービス事業者の指定取消し、指定の効力停止
根拠法令(例規)及び条項	介護保険法第七十八条の十
法令(例規)番号	平成九年法律第百二十三号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	地域包括ケア推進課介護保険係
処 分 基 準	<p>第七十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第四項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第六項第三号から第三号の四までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>四 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>五 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>六 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>七 指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含</p>

		<p>む。第八十四条、第九十二条、第百四条及び第百十四条の六において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>八 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>九 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>十 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十八条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>十一 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第四十二条の二第一項本文の指定を受けたとき。</p> <p>十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十三 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第二十九条第十六項の規定による通知を受けたとき。</p> <p>十四 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十五 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>十六 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p>	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備</p>	<p>考</p>	<p>聴聞、弁明又は省略</p>

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する措置命令
根拠法令(例規)及び条項	介護保険法第百十五条の十八第三項
法令(例規)番号	平成九年法律第百二十三号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	地域包括ケア推進課介護保険係
処 分 基 準	<p>第百十五条の十八 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>一 第百十五条の十二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。</p> <p>三 第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。</p> <p>四 第百十五条の十四第七項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、</p>

		<p>その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p>	<p><input type="checkbox"/>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備</p>	<p>考</p>	<p>聴聞、弁明又は省略</p>

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	指定地域密着型サービス事業者に対する措置命令
根拠法令(例規)及び条項	介護保険法第七十八条の九第三項
法令(例規)番号	平成九年法律第百二十三号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	地域包括ケア推進課介護保険係
処 分 基 準	<p>第七十八条の九 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>一 第七十八条の二第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。</p> <p>三 第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。</p> <p>四 第七十八条の四第七項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p>

	処分基準の未設定理由	<input type="checkbox"/> ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	聴聞、弁明又は省略

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	保険給付一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料額の控除	
根拠法令(例規)及び条項	介護保険法第六十七条第三項	
法令(例規)番号	平成九年法律第百二十三号	
関 係 条 項	第六十七条第三項	
所 管 課 係 名	地域包括ケア推進課介護保険係	
処 分 基 準	基 準	<p>第六十七条</p> <p>3 市町村は、前条第一項又は第二項の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該要介護被保険者等に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。</p>
	処分基準の未設定理由	<p><input checked="" type="checkbox"/>：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	行手法第13条第2項第4号の規定により意見陳述適用除外	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	第一号被保険者に係る保険料の賦課
根拠法令(例規)及び条項	介護保険法第二百二十九条第二項
法令(例規)番号	平成九年法律第二百二十三号
関 係 条 項	第二百二十九条第二項
所 管 課 係 名	地域包括ケア推進課介護保険係
処 分 基 準	<p>第二百二十九条</p> <p>2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。</p> <p style="text-align: center;">(政令) 介護保険法施行令第六章 第六章 保険料 (保険料率の算定に関する基準)</p> <p>第三十八条 各年度における保険料率に係る法第二百二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合(市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であって、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合)を乗じて得た額であることとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者 十分の五</p> <p>イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(ロに該当する者を除く。)</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(以下この項及び次条第一項において「市町村民税世帯非課税者」という。)</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p> <p>ロ 被保護者</p> <p>ハ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控</p>

除して得た額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの

ニ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 十分の七・五

イ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が百二十万円以下であり、かつ、前号に該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 十分の七・五

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 十分の九

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 十分の十

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 十分の十二

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 十分の十三

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

八 次のいずれかに該当する者 十分の十五

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

九 前各号のいずれにも該当しない者 十分の十七

2 前項の基準額は、計画期間（法第一百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。）ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとする。

3 前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

一 介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、法第一百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額並びにその他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合算額

二 法第二百二十一条、第二百二十三条第一項及び第二項並びに第二百二十四条の規定による負担金、法第二百二十二条の規定による調整交付金、法第二百二十二条の二並びに第二百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第二百二十二条の三第一項の規定による交付金（介護保険事業に要する費用に充てるべき部分に限る。）、法第二百五条の規定による介護給付費交付金、法第二百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第二百二十七条及び第二百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（法第二百二十四条の二第一項の規定による繰入金及び介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。）の額の合算額

4 第二項の予定保険料収納率は、計画期間における各年度に賦課すべき保

険料の額の総額の合算額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込総額の合算額の割合として厚生労働省令で定める基準に従い算定される率とする。

5 第二項の補正第一号被保険者数は、計画期間における各年度について第一項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、それぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）を乗じて得た数を合計した数を当該計画期間について合算した数とする。

6 第一項第六号の基準所得金額は、同項第七号の基準所得金額未満の額であって、全ての市町村に係る同項第六号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数と、全ての市町村に係る同項第七号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

7 第一項第七号の基準所得金額は、全ての市町村に係る第一号から第三号までに掲げる規定に該当する第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数と、全ての市町村に係る第四号及び第五号に掲げる規定に該当することとなる第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

一 第一項第一号 十分の五

二 第一項第二号及び第三号 十分の二・五

三 第一項第四号 十分の一

四 第一項第六号及び第七号 十分の二・五

五 第一項第八号及び第九号 十分の六

8 第一項第八号の基準所得金額は、同項第七号の基準所得金額を超える額であって、全ての市町村に係る同項第八号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数と、全ての市町村に係る同項第九号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

9 法第四百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財政安定化事業を行う市町村について第二項から第五項までの規定を適用する場合においては、

第二項中「計画期間（法第四百七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。）」とあるのは「事業実施期間（法第四百八条第二項に規定する事業実施期間をいう。）」と、第三項中「計画期間」とあるのは「事業実施期間」と、同項第一号中「償還に要する費用の額」とあるのは「償還に要する費用の額、市町村相互財政安定化事業（法第四百八条第一項に規定する市町村相互財政安定化事業をいう。以下この条において同じ。）により負担する費用の額」と、同項第二号中「補助金」とあるのは「補助金、市町村相互財政安定化事業により交付される費用の額」と、第四項及び第五項中「計画期間」とあるのは「事業実施期間」とする。

10 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第四百六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の二を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

11 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第四百六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の二・五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

12 第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第四百六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の〇・五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

（法第三百三十一条に規定する政令で定める年金給付等）

第四十条 法第三百三十一条に規定する政令で定める年金たる給付は次のとおりとする。

一 国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法附則第九条の三第一項による老齢年金

二 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（第四十二条において「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金

三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金及び遺族厚生年金

四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（第四十二条において「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金

2 法第三百三十一条に規定する政令で定める年金たる給付に類する給付は、次のとおりとする。

- 一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（第四十二条において「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金
- 二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び第四十二条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- 三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- 四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（第四十二条において「旧国共済法」という。）及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十二年法律第百二十九号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- 五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- 六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- 七 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第四十二条において「旧地共済法」という。）及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- 八 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- 九 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第四十二条において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- 十 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- 十一 移行農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

(特別徴収の対象となる年金額)

第四十一条 法第百三十四条第一項第一号及び第二項から第六項までに規定する政令で定める額は、十八万円とする。

(年金保険者の市町村に対する通知の経由の順序)

第四十一条の二 法第百三十四条第七項(法第百三十七条第九項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第百三十八条第四項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。))において準用する場合においては、法第百三十四条第七項に規定する年金保険者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下「指定法人」という。))及び同条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。))の順に經由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを経由して当該通知を行うものとする。

2 法第百三十四条第九項(法第百三十七条第九項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第百三十八条第四項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。))において準用する場合においては、法第百三十四条第八項に規定する年金保険者は、指定法人及び連合会の順に經由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを経由して当該通知を行うものとする。

3 法第百三十四条第十項(法第百三十七条第九項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第百三十八条第四項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。))において準用する場合においては、法第百三十四条第八項に規定する地方公務員共済組合は、地方公務員共済組合連合会、指定法人及び連合会の順に經由して行われるよう地方公務員共済組合連合会に伝達することにより、これらを経由して当該通知を行うものとする。

(特別徴収対象年金給付の順位)

第四十二条 法第百三十五条第六項の規定により、同一の同条第五項に規定する特別徴収対象被保険者について同条第六項に規定する特別徴収対象年金給付が二以上ある場合においては、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付(法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下この条

において同じ。)について保険料を徴収させるものとする。ただし、新たに先順位となるべき老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることとなったときは、当該裁定のあった日の属する年度の翌年度の九月三十日までの間は、現に徴収させている当該老齢等年金給付について引き続き保険料を徴収させるものとする。

一 国民年金法による老齢基礎年金

二 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金

三 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金

四 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金

五 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年改正法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

六 国民年金法による障害基礎年金

七 厚生年金保険法による障害厚生年金(政府が支給するものに限る。)

八 旧国民年金法による障害年金

九 旧厚生年金保険法による障害年金

十 旧船員保険法による障害年金

十一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

十二 旧国共済法による障害年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

十三 国民年金法による遺族基礎年金

十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金(政府が支給するものに限る。)

十五 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金

十六 旧船員保険法による遺族年金

十七 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

十八 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

十九 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金(第五号に掲げる年金を除く。)

二十 厚生年金保険法による障害厚生年金(同法第二条の五第一項に規定する実施機関(同項第二号に定める者に限る。第二十四号において「第二号厚生年金実施機関」という。)が支給するものに限る。)

二十一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金(第十一号に掲げる年金を除く。)

- 二十二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金
- 二十三 旧国共済法による障害年金（第十二号に掲げる年金を除く。）
- 二十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第二号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
- 二十五 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（第十七号に掲げる年金を除く。）
- 二十六 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金
- 二十七 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（第十八号に掲げる年金を除く。）
- 二十八 移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 二十九 移行農林共済年金のうち障害共済年金
- 三十 移行農林年金のうち障害年金
- 三十一 移行農林共済年金のうち遺族共済年金
- 三十二 移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金
- 三十三 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 三十四 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第四号に定める者に限る。第三十七号において「第四号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）
- 三十五 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金
- 三十六 旧私学共済法による障害年金
- 三十七 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第四号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
- 三十八 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金
- 三十九 旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
- 四十 旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 四十一 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者に限る。第四十五号において「第三号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）
- 四十二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金
- 四十三 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金
- 四十四 旧地共済法による障害年金
- 四十五 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第三号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
- 四十六 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金

四十七 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金

四十八 旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金
(市町村の年金保険者に対する通知の経由の順序)

第四十二条の二 法第三百三十六条第四項(法第三百三十八条第二項(法第四百十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)、第四百十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))及び第四百十一条第二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)の通知は、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由してしなければならない。

2 法第三百三十六条第五項(法第三百三十八条第二項(法第四百十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)、第四百十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))及び第四百十一条第二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)の通知は、連合会、指定法人及び厚生労働大臣の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由してしなければならない。

3 法第三百三十六条第六項(法第三百三十八条第二項(法第四百十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)、第四百十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。))及び第四百十一条第二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)の通知は、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由してしなければならない。

(特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する読替え)

第四十三条 法第三百三十八条第二項(法第四百十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による法第三百三十六条第四項から第八項までの規定の準用については、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第三百三十八条第一項(第四百十条第三項において準用する場合を含む。)」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別

徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第百三十八条第一項（第百四十条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第五項」とあるのは「第百三十八条第二項（第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第五項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第百三十八条第二項（第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する前項」と読み替えるものとする。

（仮徴収に関する読替え）

第四十四条 法第百四十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定 読み替えられる字句 読み替える字句（法第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合） 読み替える字句（法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）

第百三十六条第一項 第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするとき 第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において 第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額に相当する額 支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）

第百三十六条第三項 第一項 第百四十条第三項において準用する第一項 第百四十条第三項において準用する第一項

年の八月三十一日まで 年の前年の八月三十一日まで 年の四月二十日まで 第百三十六条第四項から第六項まで 第一項 第百四十条第三項において準用する第一項 第百四十条第三項において準用する第一項

年の七月三十一日まで 年の前年の七月三十一日まで 年の四月二十日まで 第百三十六条第七項 第一項 第百四十条第三項において準用する第一項 第百四十条第三項において準用する第一項

第五項 同条第三項において準用する第五項 同条第三項において準用する第五項

第百三十六条第八項 前項 第百四十条第三項において準用する前項 第百四十条第三項において準用する前項

第百三十七条第一項 前条第一項 第百四十条第三項において準用する前条第一項 第百四十条第三項において準用する前条第一項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額に相当する額 支払回数割保険料額に相当する額

当該年の十月一日から翌年三月三十一日まで 当該年度の初日からその日の

属する年の五月三十一日まで 当該年の六月一日から九月三十日まで
第百三十七条第二項 前項 第百四十条第三項において準用する前項 第百四十条第三項において準用する前項
第百三十七条第三項 第一項 第百四十条第三項において準用する第一項 第百四十条第三項において準用する第一項
第百三十七条第五項 前項 第百四十条第三項において準用する前項 第百四十条第三項において準用する前項
第百三十七条第六項 第一項 第百四十条第三項において準用する第一項 第百四十条第三項において準用する第一項
支払回数割保険料額 支払回数割保険料額に相当する額 支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七条第七項 第一項 第百四十条第三項において準用する第一項 第百四十条第三項において準用する第一項
第百三十七条第八項 前項 第百四十条第三項において準用する前項 第百四十条第三項において準用する前項
第百三十七条第九項 第五項 第百四十条第三項において準用する第五項 第百四十条第三項において準用する第五項
同条第十二項 第百三十四条第十二項 第百三十四条第十二項
第六項 第百四十条第三項において準用する第六項 第百四十条第三項において準用する第六項
第百三十八条第一項 第百三十六条第一項 第百四十条第三項において準用する第百三十六条第一項 第百四十条第三項において準用する第百三十六条第一項
支払回数割保険料額 支払回数割保険料額に相当する額 支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八条第二項 前項 第百四十条第三項において準用する前項 第百四十条第三項において準用する前項
第百三十八条第三項 第一項 第百四十条第三項において準用する第一項 第百四十条第三項において準用する第一項
特別徴収対象保険料額 第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額 第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項 前項 第百四十条第三項において準用する前項 第百四十条第三項において準用する前項

(介護保険施設に入所中の被保険者の特例に関する技術的読替え)

第四十五条 法第百四十一条第二項の規定による法第百三十六条第四項から第八項までの規定の準用については、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第百四十一条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「速やかに」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第百四十一条第一項」と、「第五項」とあるのは「同条

第二項において準用する第五項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第四百四十一条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(四月一日後の事項の通知に係る特別徴収額の通知等の取扱い)

第四十五条の二 法第三百三十六条から第三百三十八条まで(法第三百三十七条第四項及び第五項並びに第九項(同条第五項に係る部分に限る。))を除く。)及び第四百四十条の規定は、法第三百三十四条第二項の規定による通知が行われた場合において、法第三百三十五条第二項並びに第五項及び第六項(同条第二項に係る部分に限る。)の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百三十六条第一項	第三百三十四条第一項	第三百三十四条第二項
前条第一項	前条第二項	
同条第一項	同条第二項	
第三百三十六条第二項	前項	介護保険法施行令(以下「令」という。)第四十五条の二第一項において準用する前項
から、前条第三項並びに第四百四十条第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年の十月一日	を、当該年の十二月一日	
第三百三十六条第三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
八月三十一日	十月二十日	
第三百三十六条第四項から第六項まで	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
七月三十一日	十月二十日	
第三百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第五項	同条第一項において準用する第五項	
第三百三十六条第八項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第三百三十七条第一項	前条第一項	令第四十五条の二第一項において準用する前条第一項
十月一日	十二月一日	
第三百三十七条第二項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第三百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第三百三十七条第六項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第三百三十七条第七項	第一項及び第四項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第三百三十七条第八項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第三百三十七条第九項	第三百三十四条第七項から第十三項までの規定は	第五項

の規定による通知について、同条第十二項 第三百三十四条第十二項
第六項 令第四十五条の二第一項において準用する第六項
第三百三十八条第一項 第三百三十六条第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第三百三十六条第一項
第三百三十八条第二項 前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項
これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める 第三百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の二第一項において準用する第三百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする
第三百三十八条第三項 第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第三百三十八条第四項 前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項
第四百十条第一項 十月一日 十二月一日
第三百三十六条第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第三百三十六条第一項
第四百十条第二項 前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項
第四百十条第三項 前二項 令第四十五条の二第一項において準用する前二項
第四百十条第四項 第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項
前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項
第二項 令第四十五条の二第一項において準用する第二項

2 前項において準用する法第四百十条第三項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定 読み替えられる字句 読み替える字句(前項において準用する法第四百十条第一項の規定による特別徴収に係る場合) 読み替える字句(前項において準用する法第四百十条第二項の規定による特別徴収に係る場合)

第三百三十六条第一項 第三百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするとき 令第四十五条の二第一項において準用する第四百十条第一項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において 令第四十五条の二第一項において準用する第四百十条第二項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額に相当する額 支払回数割保険料額に相当する額(当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

とする。以下同じ。)

第百三十六条第三項 第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項

年の八月三十一日まで 年の前年の十月二十日まで 年の四月二十日まで
第百三十六条第四項から第六項まで 第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項

年の七月三十一日まで 年の前年の十月二十日まで 年の四月二十日まで
第百三十六条第七項 第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項

第五項 同条第一項において準用する第五項 同条第一項において準用する第五項

第百三十六条第八項 前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項

第百三十七条第一項 前条第一項 令第四十五条の二第一項において準用する前条第一項 令第四十五条の二第一項において準用する前条第一項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額に相当する額 支払回数割保険料額に相当する額

当該年の十月一日から翌年三月三十一日まで 当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで 当該年の六月一日から九月三十日まで

第百三十七条第二項 前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項

第百三十七条第三項 第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項

第百三十七条第五項 前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項

第百三十七条第六項 第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額に相当する額 支払回数割保険料額に相当する額

第百三十七条第七項 第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項

第百三十七条第八項 前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項

第百三十七条第九項 第五項 令第四十五条の二第一項において準用する第五項 令第四十五条の二第一項において準用する第五項

同条第十二項 第百三十四条第十二項 第百三十四条第十二項

第六項 令第四十五条の二第一項において準用する第六項 令第四十五条の二第一項において準用する第六項

第百三十八条第一項 第百三十六条第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第百三十六条第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第百三十六条第一項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額に相当する額 支払回数割保険料額に相当する額

第百三十八条第二項 前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項
令第四十五条の二第一項において準用する前項

第百三十八条第三項 第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項
令第四十五条の二第一項において準用する第一項

特別徴収対象保険料額 令第四十五条の二第一項において準用する第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額 令第四十五条の二第一項において準用する第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額

第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項 前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項

第四十五条の三 法第百三十六條から第百三十八條まで(法第百三十七條第四項及び第五項並びに第九項(同條第五項に係る部分に限る。))を除く。)及び第百四十條の規定は、法第百三十四條第三項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第二項並びに第五項及び第六項(同條第二項に係る部分に限る。)の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六條第一項 第百三十四條第一項 第百三十四條第三項
前條第一項 前條第二項
同條第一項 同條第二項

第百三十六條第二項 前項 介護保険法施行令(以下「令」という。)第四十五条の三第一項において準用する前項
から、前條第三項並びに第百四十條第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年の十月一日から翌年 を、当該年の翌年の二月一日から

第百三十六條第三項 第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項

八月三十一日 十二月二十日

第百三十六條第四項から第六項まで 第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項

七月三十一日 十二月二十日

第百三十六條第七項 第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項

第五項 同條第一項において準用する第五項

第百三十六條第八項 前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項

第百三十七條第一項 前條第一項 令第四十五条の三第一項において準用する前條第一項

十月一日から翌年 翌年の二月一日から

第百三十七条第二項 前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項

第百三十七条第三項 第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項

第百三十七条第六項 第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項

第百三十七条第七項 第一項及び第四項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項

第百三十七条第八項 前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項

第百三十七条第九項 第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項 第百三十四条第十二項

第六項 令第四十五条の三第一項において準用する第六項

第百三十八条第一項 第百三十六条第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第百三十六条第一項

第百三十八条第二項 前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項

これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める 第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の三第一項において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする

第百三十八条第三項 第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項

第百三十八条第四項 前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項

第百四十条第一項 十月一日から翌年の 翌年の二月一日から

第百三十六条第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第百三十六条第一項

第百四十条第二項 前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項

第百四十条第三項 前二項 令第四十五条の三第一項において準用する前二項

第百四十条第四項 第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項

前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項

第二項 令第四十五条の三第一項において準用する第二項

2 前項において準用する法第百四十条第三項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定 読み替えられる字句 読み替える字句(前項において準用する法第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合) 読み替える字句(前項において準用する法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合)

第百三十六条第一項 第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするとき令第四十五条の三第一項において準用する第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において 令第四十五条の三第一項において準用する第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額に相当する額 支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）

第百三十六条第三項 第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項

年の八月三十一日まで 年の前年の十二月二十日まで 年の四月二十日まで

第百三十六条第四項から第六項まで 第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項

年の七月三十一日まで 年の前年の十二月二十日まで 年の四月二十日まで

第百三十六条第七項 第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項

第五項 同条第一項において準用する第五項 同条第一項において準用する第五項

第百三十六条第八項 前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項

第百三十七条第一項 前条第一項 令第四十五条の三第一項において準用する前条第一項 令第四十五条の三第一項において準用する前条第一項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額に相当する額 支払回数割保険料額に相当する額

当該年の十月一日から翌年三月三十一日まで 当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで 当該年の六月一日から九月三十日まで

第百三十七条第二項 前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項

第百三十七条第三項 第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項

第百三十七条第五項 前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項

第百三十七条第六項 第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額に相当する額 支払回数割保険料額に相当する額

第百三十七条第七項 第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項

第百三十七条第八項 前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項
令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第九項 第五項 令第四十五条の三第一項において準用する第
五項 令第四十五条の三第一項において準用する第五項
同条第十二項 第百三十四条第十二項 第百三十四条第十二項
第六項 令第四十五条の三第一項において準用する第六項 令第四十五条の
三第一項において準用する第六項
第百三十八条第一項 第百三十六条第一項 令第四十五条の三第一項におい
て準用する第百三十六条第一項 令第四十五条の三第一項において準用する
第百三十六条第一項
支払回数割保険料額 支払回数割保険料額に相当する額 支払回数割保険料
額に相当する額
第百三十八条第二項 前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項
令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十八条第三項 第一項 令第四十五条の三第一項において準用する第
一項 令第四十五条の三第一項において準用する第一項
特別徴収対象保険料額 令第四十五条の三第一項において準用する第百四十
条第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額 令第四十
五条の三第一項において準用する第百四十条第二項の規定により特別徴収
の方法によって徴収する保険料額
第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項 前項 令第四十五条の三第一
項において準用する前項 令第四十五条の三第一項において準用する前項

第四十五条の四 法第百三十六条から第百三十九条まで（法第百三十六条第
二項及び第百三十七条第四項及び第五項並びに第九項（同条第五項に係る部
分に限る。）を除く。）の規定は、法第百三十四条第二項若しくは第三項の規
定による通知が行われた場合（法第百三十五条第二項の規定により当該通知
に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収
の方法によって徴収する場合を除く。）又は法第百三十四条第四項の規定に
よる通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項並びに第五項及び
第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によ
って保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表
の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六条第一項 第百三十四条第一項 第百三十四条第二項若しくは第
三項の規定による通知が行われた場合（前条第二項の規定により当該通知に
係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の
方法によって徴収する場合を除く。）又は第百三十四条第四項
前条第一項 前条第三項
同条第一項 同条第三項
支払回数割保険料額 支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適

当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）

第百三十六条第三項 第一項 介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十五条の四において準用する第一項
八月三十一日 翌年の二月二十日

第百三十六条第四項から第六項まで 第一項 令第四十五条の四において準用する第一項
七月三十一日 翌年の二月二十日

第百三十六条第七項 第一項 令第四十五条の四において準用する第一項
第五項 同条において準用する第五項

第百三十六条第八項 前項 令第四十五条の四において準用する前項

第百三十七条第一項 前条第一項 令第四十五条の四において準用する前条第一項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額の見込額
十月一日から翌年三月三十一日まで 四月一日から九月三十日まで

第百三十七条第二項 前項 令第四十五条の四において準用する前項

第百三十七条第三項 第一項 令第四十五条の四において準用する第一項

第百三十七条第六項 第一項 令第四十五条の四において準用する第一項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額の見込額

第百三十七条第七項 第一項及び第四項 令第四十五条の四において準用する第一項

第百三十七条第八項 前項 令第四十五条の四において準用する前項

第百三十七条第九項 第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項 第百三十四条第十二項第六項 令第四十五条の四において準用する第六項

第百三十八条第一項 第百三十六条第一項 令第四十五条の四において準用する第百三十六条第一項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額の見込額

第百三十八条第二項 前項 令第四十五条の四において準用する前項

これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める 第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の四において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする

第百三十八条第三項 第一項 令第四十五条の四において準用する第一項

特別徴収対象保険料額 第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額

第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項 前項 令第四十五条の四において準用する前項

第四十五条の五 法第百三十六条から第百三十九条まで（法第百三十六条第二項及び第百三十七条第四項及び第五項並びに第九項（同条第五項に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、法第百三十四条第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六条第一項 第百三十四条第一項 第百三十四条第五項

前条第一項 前条第三項

同条第一項 同条第三項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）

第百三十六条第三項 第一項 介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十五条の五において準用する第一項

八月三十一日 四月二十日

第百三十六条第四項から第六項まで 第一項 令第四十五条の五において準用する第一項

七月三十一日 四月二十日

第百三十六条第七項 第一項 令第四十五条の五において準用する第一項
第五項 同条において準用する第五項

第百三十六条第八項 前項 令第四十五条の五において準用する前項

第百三十七条第一項 前条第一項 令第四十五条の五において準用する前条第一項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額の見込額

十月一日から翌年三月三十一日まで 六月一日から九月三十日まで

第百三十七条第二項 前項 令第四十五条の五において準用する前項

第百三十七条第三項 第一項 令第四十五条の五において準用する第一項

第百三十七条第六項 第一項 令第四十五条の五において準用する第一項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額の見込額

第百三十七条第七項 第一項及び第四項 令第四十五条の五において準用する第一項

第百三十七条第八項 前項 令第四十五条の五において準用する前項

第百三十七条第九項 第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項 第百三十四条第十二項

第六項 令第四十五条の五において準用する第六項

第百三十八条第一項 第百三十六条第一項 令第四十五条の五において準用する第百三十六条第一項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額の見込額

第百三十八条第二項 前項 令第四十五条の五において準用する前項

これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める 第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の五において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする

第百三十八条第三項 第一項 令第四十五条の五において準用する第一項
特別徴収対象保険料額 第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額

第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項 前項 令第四十五条の五において準用する前項

第四十五条の六 法第百三十六条から第百三十九条まで（法第百三十六条第二項及び第百三十七条第四項及び第五項並びに第九項（同条第五項に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、法第百三十四条第六項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六条第一項 第百三十四条第一項 第百三十四条第六項
前条第一項 前条第三項

同条第一項 同条第三項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）

第百三十六条第三項 第一項 介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十五条の六において準用する第一項

八月三十一日 六月二十日

第百三十六条第四項から第六項まで 第一項 令第四十五条の六において準用する第一項

七月三十一日 六月二十日

第百三十六条第七項 第一項 令第四十五条の六において準用する第一項
第五項 同条において準用する第五項

第百三十六条第八項 前項 令第四十五条の六において準用する前項

第百三十七条第一項 前条第一項 令第四十五条の六において準用する前条第一項

支払回数割保険料額 支払回数割保険料額の見込額

十月一日から翌年三月三十一日まで 八月一日から九月三十日まで

第百三十七条第二項 前項 令第四十五条の六において準用する前項

第百三十七条第三項 第一項 令第四十五条の六において準用する第一項

第百三十七条第六項 第一項 令第四十五条の六において準用する第一項
支払回数割保険料額 支払回数割保険料額の見込額
第百三十七条第七項 第一項及び第四項 令第四十五条の六において準用する第一項
第百三十七条第八項 前項 令第四十五条の六において準用する前項
第百三十七条第九項 第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項 第百三十四条第十二項
第六項 令第四十五条の六において準用する第六項
第百三十八条第一項 第百三十六條第一項 令第四十五条の六において準用する第百三十六條第一項
支払回数割保険料額 支払回数割保険料額の見込額
第百三十八条第二項 前項 令第四十五条の六において準用する前項
これらの規定に関し必要な技術的読替へは、政令で定める 第百三十六條第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の六において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする
第百三十八条第三項 第一項 令第四十五条の六において準用する第一項
特別徴収対象保険料額 第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項 前項 令第四十五条の六において準用する前項

(保険料の収納の委託)

第四十五条の七 市町村は、法第百四十四条の二に規定する保険料の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、第一号被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の収納の事務について検査することができる。

	処分基準の未設定理由	<input checked="" type="checkbox"/> ：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	行手法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により意見陳述適用除外

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止	
根拠法令(例規)及び条項	介護保険法第六十七条第一項、第二項	
法令(例規)番号	平成九年法律第百二十三号	
関係条項	第六十七条第一項、第二項	
所管課係名	地域包括ケア推進課介護保険係	
処 分 基 準	基 準	<p>第六十七条 市町村は、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p>
	処分基準の未設定理由	<p><input checked="" type="checkbox"/>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	行手法第13条第2項第4号の規定により意見陳述適用除外	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	保険料滞納の場合の第2号被保険者に対する保険給付の一時差止
根拠法令(例規)及び条項	介護保険法第六十八条第四項
法令(例規)番号	平成九年法律第百二十三号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	地域包括ケア推進課介護保険係
処 分 基 準	<p>第六十八条 市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金であってその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの（以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。）がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の三第四項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載（以下この条において「保険給付差止の記載」という。）をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等が、未納医療保険料等を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該保険給付差止の記載を消除するものとする。</p> <p>3 第六十六条第四項の規定は、第一項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等について準用する。</p> <p>4 市町村は、第一項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等について、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>5 市町村は、要介護被保険者等についての保険給付差止の記載に関し必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者（当該要介護被保険者等が全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者を除く。）若しくはその被扶養者又は船員保険の被保険者（船員保険法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）若しくはその被扶養者である場合には、厚生労働</p>

		<p>大臣とし、当該要介護被保険者等が国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。）の被保険者である場合には、市町村とする。以下この条において同じ。）に対し、当該要介護被保険者等に係る医療保険各法の規定により徴収される保険料（地方税法の規定により徴収される国民健康保険税を含む。）又は掛金の納付状況その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者に対し、情報の提供を求めることができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p>	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備</p>	<p>考</p>	<p>行手法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により意見陳述適用除外</p>

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	指定居宅サービス事業者等の費用返納命令等
根拠法令(例規)及び条項	介護保険法第二十二条第三項
法令(例規)番号	平成九年法律第百二十三号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	地域包括ケア推進課介護保険係
処 分 基 準	<p>第二十二條</p> <p>3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p><input type="checkbox"/>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p><input type="checkbox"/>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p><input type="checkbox"/>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	行手法第13条第2項第4号の規定により意見陳述適用除外